龍ケ崎市子ども読書活動推進計画(第二次)

龍ケ崎市教育委員会

目　　次

第１章　龍ケ崎市子ども読書活動推進計画(第二次)策定の目的
　第１節　第一次推進計画策定後の情勢の変化‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　2
　第２節　第二次推進計画の目的‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　3

第２章　龍ケ崎市子ども読書活動推進計画(第一次)の成果
　第１節　家庭，学校，地域社会が連携した子どもの読書活動の推進‥　4
　第２節　子どもが読書に親しむ環境の整備・充実‥‥‥‥‥‥‥‥‥　12
　第３節　地域社会の環境の充実と意識の向上‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　18

第３章　龍ケ崎市子ども読書活動推進計画(第二次)の基本的方針
　第１節　基本的方針‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　20
　第２節　計画期間・推進体制‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　21

第４章　龍ケ崎市子ども読書活動推進計画(第二次)における方策
　第１節　家庭における子どもの読書活動推進‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　22
　第２節　学校等における子どもの読書活動推進‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　23
　第３節　地域における子どもの読書活動推進‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　26

参考資料
　　龍ケ崎市子ども読書活動推進会議設置要項‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　30
　　子どもの読書活動の推進に関する法律‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　31

添付資料
　　龍ケ崎市子ども読書活動推進計画（第一次）の取組(表)

第1章　龍ケ崎市子ども読書活動推進計画(第二次)策定の目的

第１節　第一次推進計画策定後の情勢の変化

龍ケ崎市では，平成１７年４月に「龍ケ崎市子ども読書活動推進計画」（以下「第一次推進計画」という。）を策定し，子どもたちが本と出会い，豊かな心を育み，夢を持って未来へと成長してゆくために，さまざまな取り組みを行ってきました。しかし，策定から５年が経過し，本市の子ども読書活動を取り巻く情勢も大きく変化してきています。

１　社会状況の変化

社会や環境の急激な変化により，テレビゲーム・インターネット・携帯電話など子どもでも大量の情報を手軽に利用できる情報化が普及しています。利便性が向上した反面，子どもたちを取り巻く環境が大きく変わり，「活字離れ」「読書離れ」の傾向が指摘されています。

２　国・県の動き

国においては，平成１７年に，知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現を目的とし，学校教育や図書館のあり方を示した「文字・活字文化振興法」が成立しました。

また，平成１８年には教育基本法が，平成１９年には学校教育法が改正され，その第２１条第５号に，「読書に親しませ，生活に必要な国語を正しく理解し，使用する基礎的な能力を養うこと」が掲げられました。

子どもの読書活動を取り巻く環境の法体制の整備が進み，平成１４年に策定された国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」は，平成２０年３月に第二次計画が策定され，その後「社会教育法」及び「図書館法」が改正されました。

さらに，平成２２年が「国民読書年」に定められ，政官民が協力して読書への国民の意識を高めて行くことを決定しました。

茨城県では，国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本とし，県における子どもの読書活動の推進状況等を踏まえ，「幼児期からの読書活動の推進」「子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実」「学校における言語環境の充実」の３つを基本方針とし，平成２２年１月に「いばらき子ども読書活動推進計画（第二次）」を策定しました。

第２節　第二次推進計画の目的

平成１７年に策定された第一次推進計画では，

① 子どもが読書に親しむ機会の提供

② 子どもの読書環境の整備・充実

③ 子どもの読書に関する理解の促進

④ 学校，図書館等の関係機関の連携・協力

の４つを目標にして，４２の取り組みを行いました。

取り組みの結果，保健センターや地域子育て支援センターの絵本コーナー・さんさん館子育て支援センター遊戯室の本棚などの充実，学校における児童・生徒１人当たりの読書量の増加など，４０の取り組みについて成果があり，第一次の目標は概ね達成できたものと考えます。

しかし，家庭内における読書の推進が充分に行われていないことや，地域・学校において重要な役割を担っているボランティアへの対応が不充分であるなどの課題が残されました。

今後，第一次推進計画の成果を維持・発展させるためには，その成果と課題を踏まえた上で第二次推進計画を策定し，関係各課が連携してさらに拡充の必要な事業を推進していく必要があります。

第2章　龍ケ崎市子ども読書活動推進計画(第一次)の成果

平成１７年に策定した第一次推進計画では，市役所関係課及び学校関係者・読書活動推進団体関係者で構成される「龍ケ崎市子ども読書活動推進会議」を設置し，計画に基づき５年間の計画期間に進捗状況の確認・問題点の検討などを重ねながら子どもたちが自主的に読書活動を行うことができる環境づくりを目指して読書推進を図り，以下のような取り組みが進みました。

また，取り組み後に残された課題について節毎にまとめました。

第１節　家庭，学校，地域社会が連携した子どもの読書活動の推進

１　家庭における読書活動の推進

（１）　保健センターにおける子どもの読書活動の推進

ア　絵本の読み聞かせや絵本に触れる機会の充実

①　「はじめての絵本」事業

保健センターで行う乳児の股関節検診時に，赤ちゃんと保護者に絵本の読み聞かせ※1 を行いました。また，中央図書館おはなしの部屋と保健センターに赤ちゃん絵本※2 を配置しました。平成１５年に事業を開始し，３年実施した後，内容を充実させてブックスタート事業となりました。

②　ブックスタート事業

ブックスタートとは，赤ちゃんを抱っこして絵本を読み聞かせることにより，言葉と心を通わせることを応援する運動です。市では平成１８年５月から，保健センターで行っている３・４か月児健診時に，赤ちゃんと保護者に読み聞かせを行い，親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら絵本を１冊プレゼントしています。

年度	１７	１８	１９	２０	２１	担当課
健診受給者数(人)		６２１	６４４	６２９	５７２	健康増進課 中央図書館
配布図書冊数(冊)		５８７	６１６	６０８	５６１	

※１読み聞かせ　　：本を見せながら読んできかせること。

※２赤ちゃん絵本　　：０～２歳時ぐらいまでの乳幼児のための絵本。

③　保健センター内の絵本の充実

保健センターのロビーに絵本コーナーを設け，雑誌スタンドに展示することで，健診や相談に来た保護者や子どもが実際に本を手に取りやすいよう工夫をしました。

「はじめての絵本」事業における本と寄贈絵本でコーナーが充実し，平成１８年度以降の増冊はありません。

年度	１７	１８	１９	２０	２１	担当課
実績	絵本を４０冊増冊					健康増進課

イ　家族への読書啓発活動

①　推薦図書資料・家庭教育手帳※3の配布

ブックスタート時に赤ちゃん向けおすすめ絵本リストを保護者へ手渡しています。リストに掲載された絵本は，同時に多くの利用者が貸出できるよう中央図書館で複数冊を準備しました。

家庭教育手帳には子どもの読書活動を啓発する内容が盛り込まれており，市では母子健康手帳交付・父子健康手帳配布に併せて配布を行ってきました。平成２１年度に冊子体からＤＶＤにデジタル化されたため，その後の配布実績はありません。

年度	１７	１８	１９	２０	２１	担当課
家庭教育手帳配布数（冊）	６５２	６５４	６６８	◇		健康増進課

◇　配布率が１００％の事業であるため，配布実績を数値化しないことを推進会議で決定しました。

②　妊婦教室・父親教室における働きかけ

平成１７～１９年度に開催した妊婦教室・父親教室において，絵本の読み聞かせをする大切さについて働きかけを行いました。平成２０年度以降は，教室での時間に余裕がないことから，母子健康手帳・父子健康手帳の交付・配布時に同様の啓発を行いました。

（２）　地域子育て支援センター※4及びさんさん館内子育て支援センター※5における子どもの読書活動の推進

※3 家庭教育手帳　：文部科学省が発行している，子どもの発達に合わせた家庭教育のあり方としつけ方のためのヒント集。

※4 地域子育て支援センター　：就学前の児童と保護者が自由に来所し，楽しく遊び交流する施設。現在，ときわ保育園・しらはね保育園内に設置されています。

※5 さんさん館

子育て支援センター　：０歳から３歳の乳幼児と保護者が自由に来所し，楽しく遊び交流する施設。

ア　絵本の読み聞かせや絵本に触れる機会の充実

絵本の読み聞かせやおはなし会を定期的に開催しました。

平成１９年度以降は，ときわ保育園地域子育て支援センターでは毎日，しらはね保育園地域子育て支援センターでは月２～３回実施しました。

さんさん館子育て支援センターでは，午前中に行っている「ミニミニシアター」※6の時間内に３～４冊の絵本を読み聞かせています。また，月１回，ボランティアによる絵本の読み聞かせや人形劇などの「おはなし会」を実施しています。

年度	１７	１８	１９	２０	２１	担当課
読み聞かせ・おはなし会の実施回数(回)	２９８	３２２	５５８	４９６	４４６	こども福祉課

イ　家族への読書啓発活動

各地域子育て支援センターでは，「りゅうほーお知らせ版」での周知とあわせて，各園それぞれ月に２回，通知やポスター掲示などでお話会開催について保護者にお知らせしました。

さんさん館子育て支援センターでは，お話し会の開催は年４回発行しているセンター便り「おひさまさんさん」と，市ＨＰ・毎月発行の「りゅうほー」に掲載し周知しています。絵本については，読み聞かせをした後に，絵や内容等について保護者にわかりやすく話をしたり，絵本掲載記事の切抜きを館内に掲示して紹介しています。

年度	１７	１８	１９	２０	２１	担当課
啓発・案内の実施回数(回)	２５	４４	６８	１６０	９１	こども福祉課

ウ　読書への関心を高めるための取組

絵本の読み聞かせのほか，紙芝居・エプロンシアター※7・パネルシアター※8 などを実施して，絵本や物語に触れる機会づくりを行いました。

各地域子育て支援センターでは，お話し会やペープサート※9，パネルシアター，紙芝居などを季節や祭事などのテーマに合わせて実施しています。平成２０年以降は特に，ときわ保育園地域子育て支援センターは馴柴公民館・長山地区公民館において活動し，しらはね地域子育て支援センターは龍ケ岡公園・森林公園での出前保育（子育て交流会）を中心に活動しています。

※6 ミニミニシアター　：子どもの年齢に合わせて，手遊びやわらべ歌・絵本の見せ語り・人形劇・リズムあそびなどを行います。

※7 エプロンシアター　：エプロンが舞台になり，ポケットから人形を取り出して物語を演じる人形劇。

※8 パネルシアター　：布を貼ったパネル状の舞台で，絵や文字を貼ったり外したりして展開するおはなしや歌あそび。

※9 ペープサート　：紙製の人形劇。

さんさん館子育て支援センターでは，午前中に行っている「ミニミニシアター」の時間内に，季節感のある内容のエプロンシアターや当日参加したお子さんの年齢にあった紙芝居を選んで見せています。

年度	１７	１８	１９	２０	２１	担当課
エプロンシアターなどの実施回数（回）	３４８	３８８	３８６	２７６	２３２	こども福祉課

◇読み聞かせ・おはなし会・紙芝居やシアター上演の区別が曖昧であったため，平成２０年度にこども福祉課内で，カウント方法を整理しました。そのため，平成１７～１９年度と平成２０・２１年度の内容に違いがあります。

エ　絵本コーナーの設置と充実

各地域子育て支援センターでは，絵本コーナー，専用読書スペースをそれぞれ１箇所設置しています。

さんさん館子育て支援センターでは，乳児専用和室の本立てに０～１歳児用の絵本を用意し，月１回入れ替えをしています。また，遊戯室には本棚とブックスタンドを設置し，テーマ別に分類して並べてあるほか，ブックスタンドには季節や伝統行事に合わせた絵本を入れ替えながら，子どもが１人で取り出しやすいように工夫しています。

年度	１７	１８	１９	２０	２１	担当課
コーナー設置やレイアウト工夫（箇所）	１３	１０	１７	6	6	こども福祉課

２　学校等における読書活動の推進

（１）　保育所※10 における子どもの読書活動の推進

ア　絵本の読み聞かせや絵本に触れる機会の充実

毎日の保育活動の中で，保育士による絵本の読み聞かせを行っています。

※10　保育所　：龍ケ崎市には，公立保育所が３ヶ所，私立保育所が９ヶ所あります。

イ　保護者への読書啓発活動

所(園)内でのポスターの掲示や「所(園)だより」により，おはなし会の通知を行っています。また,保護者が自由に参加するお話し会の際に絵本の紹介を行っています。

年度	１７	１８	１９	２０	２１	担当課
啓発・案内の実施回数(回)	７５	７４	７５	７７	６５	こども福祉課

ウ　読書への関心を高めるための取組

日常の読み聞かせとあわせて，お話し会・誕生会などで紙芝居やパネルシアター・エプロンシアターを実施しています。

年度	１７	１８	１９	２０	２１	担当課
エプロンシアターなどの実施回数(回)	３，１４１	３，１３２	３，０６２	３，２１１	３，２６９	こども福祉課

エ　読書を通した異年齢交流の促進

職場体験学習などの機会を利用して，年に１５回程度，市内の小中学生による読み聞かせを行いました。

（２）　幼稚園[※11]における子どもの読書活動の推進

ア　私立幼稚園の現状の把握，及び イ　教諭及び保護者への啓発

各幼稚園の所蔵調査や読み聞かせの実態調査を行い，結果をもとにして「図書館だより」の配布やイベントの案内など中央図書館から情報提供を行いました。

（３）　学校における子どもの読書活動の推進

ア　児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

（ア）　朝の読書[※12]の推進

朝の読書活動を定着させることにより,読書習慣が身につき読書量が増加しました。

年度	１７	１８	１９	２０	２１	担当課
児童生徒1人当たりの年間読書冊数(冊)	２２．９	２４．６	３９．０	４４．４	５３．４	指導課 学務課 学校

（イ）　読書指導計画の策定

市内全小中学校で読書指導計画を作成し,読書活動を全校的に展開する体制づくりを行いました。

※11 幼稚園　：龍ケ崎市には公立の幼稚園はありません。私立幼稚園が９園あります。

※12 朝の読書　：学校で始業前に，児童生徒・教員が全員，各自が自分で選んだ読みたい本を読むという教育活動。

（ウ）　「みんなにすすめたい一冊の本※13」（図書の紹介本）の活用

県の事業である「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」へ積極的に参加をしました。

年度	１７	１８	１９	２０	２１	担当課
達成率（%）◇	２１．１	３９．２	２２．９	小学校　６８．１ 中学校　２０．３	小学校　３０．６ 中学校　２４．２	指導課 学務課 学校

◇「みんなにすすめたい一冊の本」に紹介されている本を活用して，小学校（４～６年生）では１人年間５０冊の読書を，中学校では１人年間３０冊の読書を達成した児童生徒の割合

（エ）　特色ある取組の紹介

図書委員による本の紹介や読み聞かせ・読書集会※14 など，様々な読書に関する取り組みを行いました。

年度	１７	１８	１９	２０	２１	担当課
取組回数（回）		１４５	５９２	７８８	８７３	指導課 学務課 学校

（オ）　研修の充実

市内全小学校・中学校に配属されている学校図書館司書※15 の研究会を開催しました。全体会・ブロック会・小中学部会を開催し，テーマを決めて図書館運営について協議し，また，龍ケ崎市教育研究会学校図書館教育研究部の分科会に参加し，司書教諭と合同の研修を行うことにより，学校図書館司書の資質が高まりました。

イ　家庭・地域との連携による読書活動の推進

（ア）　保護者やボランティアの協力による読み聞かせ活動の推進

保護者やボランティアによる読み聞かせを実施しました。毎週曜日を決めて実施している学校もあり，読書習慣の確立や本への興味につながりました。

年度	１７	１８	１９	２０	２１	担当課
実施回数（回）	２７０	２５１	７１１	７４０	７６３	指導課 学務課 学校

※13 みんなにすすめたい一冊の本　：平成１３年度から茨城県が実施している事業で，読書活動を通して子どもたちに豊かな人間性や国語力の育成を目的として作成された紹介本。県では，ここで紹介された本（小学生５０冊・中学生３０冊）を読んだ児童（小学校４～６年生）と生徒を表彰しています。

※14 読書集会　：児童生徒と本の結びつきを深めるための学校行事。本の紹介や読書クイズなど各学校が独自に行っています。

※15 学校図書館司書　：学校図書館の運営・活用に関する業務を行う専門職員。龍ケ崎市では，平成１５年度から全小中学校１９校に学校図書館司書嘱託員を派遣しています。

（イ） 保護者への読書啓発活動

市内全小中学校において，お薦めの本や学校図書館に関するお知らせを掲載した学校の図書館だよりを年８～１０回発行し，読書に対する保護者の理解促進に努めました。

ウ 学校関係者の意識高揚

（ア） 学校図書館活動に関する研究の奨励，及び（イ） 各種研修会への参加

市教育研究会学校図書館研究部※16 が行う研究活動を奨励して，司書教諭※17 を中心とした教職員の意識の向上を図りました。

３ 地域社会における読書活動の推進

（１） 中央図書館における子どもの読書活動の推進

ア 「おはなし会」の充実

０歳～４歳児対象の乳幼児向けおはなし会を月１回，０歳～小学校低学年を対象としたおはなし会を月２回行いました。

年度	１７	１８	１９	２０	２１	担当課
参加者数（人）	２６１	３８７	４６５	４９５	４４５	中央図書館

イ 家族への読書啓発活動

① 広報活動の強化

毎月発行している「図書館だより」・市広報誌「月刊りゅうほー」「りゅうほーお知らせ版」・図書館ＨＰで新刊案内やイベント情報などを掲載しています。また，市内の小学校に入学した１年生へ，年度の初めに学校を通して図書館の案内を配布しました。

② 子ども向けイベントの開催

子ども向けイベントを行い，図書館へ足を運んでもらうことによって本に親しむ機会づくりを行いました。

年度	１７	１８	１９	２０	２１	担当課
参加者数（人）	２６９	３８９	３１５	２５７	１９１	中央図書館

ウ 読書への関心を高めるための取組

「夏休みコーナー」や「体験学習用職業コーナー」など学校の授業に合わせた内容の「調べ学習用コーナー」を設置しました。

※16 教育研究会学校図書館研究部：龍ケ崎市の小中学校職員で組織される龍ケ崎市教育研究会に属し，学校図書館の活用・運営に関する研究実践を行う研究会。

※17 司書教諭：学校図書館法に基づき平成１５年以降１２学級以上の小中学校に配置されることになりました。学校図書館運営の中心的役割を担います。

エ　児童コーナーの充実

児童コーナーおはなしの部屋を会場にして，おはなし会を開催しました。

また，季節や行事をテーマに掲示物の模様替えを行い，子どもが親しみやすいコーナー作りをしました。

オ　ボランティアの育成と活用

平成１８年度からブックスタートボランティアを，平成２０年度からはおはなしボランティアの公募を行い，ブックスタートやおはなし会，中央図書館主催のイベントを中心に活動しています。さらに図書館では，ボランティア育成講座を開催すると共に，ボランティア主催のおはなし会への後方支援を行いました。

年度	１７	１８	１９	２０	２１	担当課
ボランティア講座・研修開催回数（回）	0	2	0	3	3	中央図書館

カ　研修の充実

毎年度，県主催の児童奉仕部門の研修へ参加し，子どもの本に関する知識・技術の習得に努めました。

第１節の課題

- ブックスタートは，保健センター・図書館・ボランティアが連携して行う事業です。なかでも，直接保護者と赤ちゃんに接するボランティアの役割は大きく，今後ますますボランティアの確保・育成が重要になってきます。
- 推薦図書資料の配布は，保護者や子どもに本の情報を提供するだけでなく，本に親しむきっかけづくりに役立ちます。継続することで，効果を大きくして行く必要があります。
- 学校において，朝の読書や「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」への参加・読書に関するイベントを引き続き行うことで，さらに読書への意欲を高めていく必要があります。
- 司書教諭をはじめとする教職員の意識高揚を図り，学校図書館司書の資質向上のためにさらに研修を行う必要があります。
- 図書館のおはなし会参加者は低年齢化しています。低年齢の子どもたちへの読み聞かせに対応できるようなボランティアのスキルアップを支援するとともに，小学生以上の子どもが興味を持って参加できるおはなし会を開催する必要があります。
- 図書館公募のボランティアに対して，研修の機会の提供と支援活動を強化する必要があります。また，新たなボランティアの確保も課題です。

第２節　子どもが読書に親しむ環境の整備・充実

１　中央図書館・学校の図書館の整備・充実

（１）　中央図書館の整備・充実

ア　中央図書館の図書資料，環境の整備・充実

（ア）　魅力ある図書資料の充実

赤ちゃん絵本･幼児向絵本･児童図書･紙芝居など幅広く資料を収集しました。

年度	１７	１８	１９	２０	２１	担当課
児童蔵書冊数(冊)	６２，６７９	６６，２７６	６７，８０１	７０，３４１	７１，２０９	中央図書館

（イ）　児童コーナー環境の整備・充実

学年別のおすすめ図書や「ゲーム」「乗り物」「恐竜」「アンパンマン」など子どもに人気のあるテーマでコーナー作りをし，子どもが自分で本を選びやすい工夫をしました。

平成２０年度に書架を増設し，子どもが本を手にとりやすいレイアウトになりました。

また，赤ちゃん絵本があるおはなしの部屋に，子育て関係の本や育児雑誌をおいた子育て支援コーナーを設置し，周囲に気兼ねなく乳幼児と保護者が本を読むことが出来る環境をつくりました。

（ウ）　中央図書館・公民館図書室間※18のネットワーク化

中央図書館と市内１２箇所にある公民館図書室とのネットワークを活性化させるため，予約図書と移動図書の配送を週１回から２回に拡大しました。

イ　中央図書館の情報化

（ア）　中央図書館の利便性の向上

平成１８年度に利用者開放インターネット端末を閲覧コーナーに２台設置し利用に供しました。

年度	１７	１８	１９	２０	２１	担当課
利用回数(回)◇			９６１	９８５	１，１１２	中央図書館

◇子どもの利用数を含む利用総数

※18 公民館図書室　：市内小学校区にある公民館１２館に図書室が設置され，中央図書館とオンラインで結ばれています。予約やリクエスト図書の搬送のため，毎週連絡車を運行しています。

（イ）　中央図書館蔵書の情報化の推進

平成１８年度にインターネット予約システムを導入し，自宅のパソコンから図書の予約ができるようになりました。

年度	１７	１８	１９	２０	２１	担当課
予約パスワード申請者数(延人数)◇		１３２	５００	７０２	８９６	中央図書館

◇子どもの申請数を含む申請総数(パスワード発行は中学生以上)

（２）　学校図書館の整備・充実

ア　学校図書館の図書資料，環境の整備・充実

（ア）　魅力ある図書の充実，及び　（イ）学校図書館環境の整備・充実

①　児童・生徒にとって魅力ある蔵書作りを行うため，各学校において購入希望調査を行っています。１８年度以降には全校で実施し定着したと言えます。

②　「みんなにすすめたい一冊の本」をはじめとする県で推奨する図書の整備をすすめました。絶版などで入手が困難な本があるため完全整備は難しいところですが，小学生用３００冊・中学生用３００冊について，平成２２年度末現在で９１．８％の整備が完了しています。

（ウ）　各学校間，中央図書館とのネットワーク化

①　小中学校間で，必要な資料の相互貸借※19 を行いました。

年度	１７	１８	１９	２０	２１	担当課
相互貸借冊数(回)		１４	４２	１３	１４	指導課 学務課 学校

②　中央図書館は，各小中学校へレファレンス※20 サービスと団体貸出を行いました。　［p14　中央図書館と学校図書館の連携・協力参照］

イ　学校図書館の情報化

（ア）　学校図書館の利便性の向上

インターネットに接続できるコンピュータを全校に設置し，新刊の検索や出版社のＨＰへのアクセス，他の施設の図書資料の検索などに使用しています。

※19 相互貸借　：利用者の求めに応じて図書館相互間で資料の貸借をして，利用者に提供する方法。

※20 レファレンス　：利用者の問い合わせに対して，参考資料や情報提供を行う業務。

（イ） 学校図書館蔵書の情報化の推進

全小中学校図書館の蔵書情報をデータ化しました。

年度	１７	１８	１９	２０	２１	担当課
データ化推進率(%)		８２．７	９２．０	９３．１	９８．９	指導課 学務課 学校

ウ 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進

（ア） 司書教諭の配置

学校図書館司書教諭については，学校図書館法(平成１５年改正)により１２学級以上の学校に対して配置が義務付けられています。市内小中学校においては，１９校全てに学校司書教諭が置かれています。

年度	１７	１８	１９	２０	２１	担当課
司書教諭配置学校数(校)	１７	１７	１８	１９	１９	指導課 学務課 学校

（イ） 学校図書館司書の配置

学校図書館の活性化のため市内小中学校の全１９校に学校図書館司書を配置しました。

（ウ） 教職員間の連携

各校で司書教諭が学校図書館運営に十分な役割を果たすために，司書教諭の役割などについて，教職員の共通理解を図りました。

（エ） ボランティアとの連携・協力の推進

地域との連携を推進し相互の協力体制を作るため，学校図書館に係る保護者やボランティアをデータ化しました。

年度	１７	１８	１９	２０	２１	担当課
登録者数（人）		（実施校７校）	２５０	２７４	１３７	指導課 学務課 学校

エ 学校図書館の地域開放

（ア） モデル的な事例の紹介，及び（イ）学校図書館の地域開放

平成１９年度の「龍ケ崎市子ども読書活動推進会議」にて，以下の理由から，実施する必要性が薄いとして項目から削除しました。

① 不特定多数の人間が出入りすることに対し，安全面が充分確保されていない。

② 図書館を授業で利用する際に，外部から出入りがあると児童生徒が学習に集中できない懸念がある。

③ 中央図書館及び小学校単位に設置されている公民館図書室で貸出が受けられる。（龍ケ崎地区公民館を除く）

④ 貸出を地域に広げることにより図書の管理が困難になり，学校図書館司書嘱託員の本来の業務が困難になる。

２ 図書館間の協力等の推進

（１） 図書館間等の連携・協力

中央図書館では，子どもたちの多様な要求に応えるために県内外図書館との相互貸借を行っています。

年度	１７	１８	１９	２０	２１	担当課
相互貸借冊数（冊）◇	９４６	８２１	１，１１９	１，３８６	１，２８２	中央図書館

◇冊数は一般図書と児童図書の合計数

（２） 中央図書館と大学図書館の連携・協力

「龍・流連携事業※20」の一環として市民への大学図書館の開放を推進し，平成２０年４月より，一般市民が有料で流通経済大学図書館（龍ケ崎キャンパス）を利用することができるようになりました。

（３） 中央図書館と学校図書館の連携・協力

中央図書館は，学校図書館へレファレンスや団体貸出の協力を行いました。

また，公民館の協力により公民館図書室を学校図書館の貸出・返却場所として使用することで，円滑な連携を行うことができました。

年度	１７	１８	１９	２０	２１	担当課
レファレンス協力件数（回）			３２	８０	１２	中央図書館

※20 龍・流連携 ：龍ケ崎市と流通経済大学は，平成１６年２月に教育・文化・人づくり・まちづくりなど５つの項目で連携を基本とした「龍・流協定」を締結しています。

３　配慮や支援を必要とする子どもたちへの読書環境の整備

（１）　障がいの程度等に応じた読書支援体制の確立，及び　（２）　バリアフリー化の推進

ア　図書館等におけるバリアフリー化の推進

中央図書館は，開館当初より点字ブロックやスロープ，車椅子対応のエレベーターなどを完備したバリアフリー施設ですが，さらにおむつ替えシートや館内貸出用のベビーカーを置いて，小さな子ども連れの方にも利用しやすい施設になりました。

イ　在宅障がい児への支援

社会福祉課では，日用生活用具の給付について広報活動を行い，身体障がい者手帳の交付時に周知しました。

しかし，日常生活用具の給付と読書活動推進の接点が薄いという理由から，平成２０年度の推進会議で，項目から削除しました。

（３）　障がい児のための読書活動の配慮

中央図書館では，子ども向けイベントを開催する際につぼみ園[※21]へ案内の掲示や配布を行い，参加者の席の確保を優先して行いました。

（４）　つぼみ園における読書環境の充実

つぼみ園には，午前に未就学児・午後に小学生が訪れます。カリキュラムの中で職員が読み聞かせを行い，読書に親しむ機会を提供しました。また，障がいの状況に応じた本の収集を進めました。

（５）　外国籍の子ども等へのサービス

①　中央図書館において外国語絵本の提供を行いました。

②　ブックスタートの参加者で，母国語が日本語でない保護者のために，５ヶ国語のパンフレットを用意しました。中央図書館の利用についても，英語・中国語・ポルトガル語・韓国語の４カ国語の利用案内を作成し配布をしています。

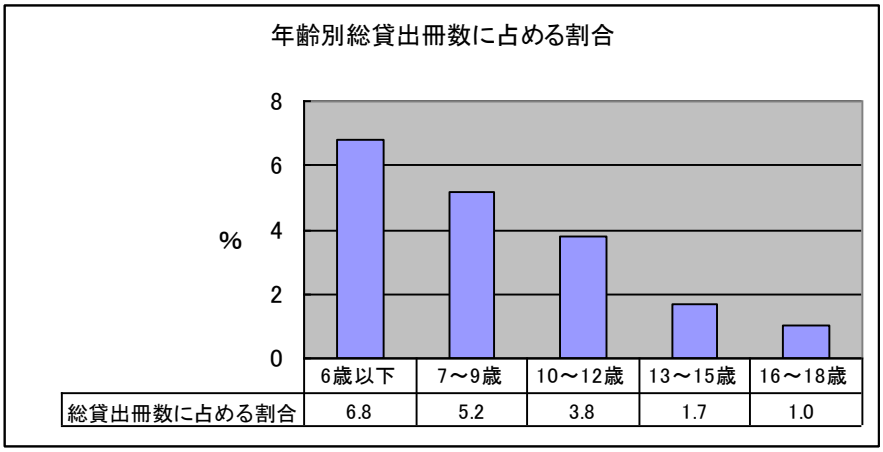
（６）　来館することが困難な子どもへのサービス

中央図書館では，済生会病院の入院施設へ子ども文庫設置の打診を行いましたが，衛生面などの理由により設置はできませんでした。

※21 つぼみ園　：龍ケ崎市立城南中学校内に設置されている施設で，障がいのある子どもたちの日常生活における指導や集団生活における適応訓練などを行っています。

第２節の課題

- 平成２１年度の中央図書館の年齢別貸出状況から，貸出冊数は学年が高くなるほど少なくなっているのがわかります。これは，文字数・ページ数が多い本を読むようになることなどが原因の一つであると考えられます。学年が高くなっても読書をするには，小中学校においても読書活動を推進し自ら進んで本を読む力を身につけなければなりません。今後も中央図書館・学校図書館ともに小学校高学年の児童や中学生にとって魅力的な蔵書づくりが必要です。



	6歳以下	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～18歳
総貸出冊数に占める割合	6.8	5.2	3.8	1.7	1.0

- つぼみ園と中央図書館が情報交換を行いながら更に連携していく必要があります。

第３節　地域社会の環境の充実と意識の向上

１　啓発広報の推進

（１）　「子ども読書の日※22」等を中心とした啓発広報事業の推進

全小中学校１９校において学校独自の取り組みを行いました。

中央図書館では,「子ども読書の日」・「こどもの読書週間」のポスターの掲示や,おはなし会・子ども向けの講座・絵本複製画展などのイベントを行いました。

２　推進体制

（１）　龍ケ崎市子ども読書活動推進会議の設置

平成１７年６月に市役所内の関係５課と学校関係者及び外部委員からなる「龍ケ崎市子ども読書活動推進会議」を設置し，計画の推進を行いました。

（２）　子ども読書活動の実態調査

市内小中学校図書館と中央図書館において貸出冊数の調査を行いました。

①　小中学校図書館における貸出冊数

年度	１７	１８	１９	２０	２１	担当課
児童生徒の１人当たりの年間貸出冊数（冊）	小学校２２．６ 中学校２１．３	小２５．８ 中２５．７	小３３．２ 中２９．３	小３７．９ 中２７．２	小４１．０ 中２２．３	指導課 学務課 学校

②　中央図書館における児童図書貸出冊数

年度	１７	１８	１９	２０	２１	担当課
児童図書年間貸出冊数（冊）	114,068	117,251	122,824	120,549	112,197	中央図書館

※22 子ども読書の日　：平成１３年に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」で４月２３日が「子ども読書の日」に制定されました。(社)読書推進運動協議会は，その後の５月１２日までの３週間を「こどもの読書週間」として様々な推進活動に取り組んでいます。

３　関係機関等の連携・協力

（１）　公共施設の申請・相談窓口に絵本の設置，及び（２）　地域内における読書スペースの確保

子どもたちが何処でも本を手に取ることのできる環境をつくるために，古本を活用して市内の子どもが集まるスペースにミニ文庫を設置しました。

設置場所
- ゆったり館
- たつのこアリーナ
- 小野瀬歯科医院
- 福岡小児科医院
- 市役所こども福祉課窓口

（３）　図書のリサイクル

平成１８・１９年に市役所職員へ児童図書の寄贈を呼びかけ，１３７冊の図書を収集しました。平成２０年度以降は，市民の方から寄贈いただいた児童図書の一部を，ミニ文庫や図書館の蔵書として活用しています。

第３節の課題

- ５年間の推進で「子ども読書の日」「こどもの読書週間」は，学校関係においては定着した感がありますが，未だ一般的には認知度が高いとはいえないのが現状です。引き続き広報・啓発活動を続ける必要があります。
- 新型インフルエンザなど感染症の流行が懸念されるなか，古本の衛生面でのイメージが落ちてミニ文庫の増設が難しくなっています。

第3章　龍ケ崎市子ども読書活動推進計画(第二次)の基本的方針

第１節　基本的方針

読書は，楽しみながら言語力や読解力を向上させ，表現力や創造力豊かな人間性をつくり出す素晴らしい体験です。しかしながら一方で，読書体験は個人的なものであり，規則があるわけではなく，また強いられて取り組むものではありません。子どもたちが自主的に読書活動に取り組んで行くために，読書の素晴らしさを示しつつ，子どもたちが求める時に求める本が手に入る環境を整備して行くことが大切です。

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び県の「いばらき子ども読書活動推進計画(第二次推進計画)」を基本とするとともに，平成１７年に策定した「第一次推進計画」の基本的な考えを引継ぎ，今後，推進の重要な担い手となるボランティア対応の充実や，読書を家庭内へ広げる読書推進を行うために，次の３つを基本的方針として推進します。

読書活動に対する理解の促進

子どもが自主的に読書を身につけるため，保護者・教職員・図書館職員など子どもを取り巻く大人が，自らが本と子どもをつなぐ立場にあることを意識して，推進を行うことができるよう啓発活動を行います。

家庭・学校・地域の連携

子どもがいつでもどこでも読書を楽しむことのできる環境を整備するため，子どもの生活の場である家庭と活動の場である学校･地域が連携して効果的な推進を図ります。

読書活動推進ボランティアの育成

読み聞かせ団体や個人ボランティア活動の充実を図りながら，積極的に子どもの読書活動推進に参加できるよう，ボランティアの養成に努めるとともに，活動に対し広報や連絡調整などの協力を行います。

第２節　計画期間・推進体制

計画期間は平成２３年度から平成２７年度までのおおむね５年間とし，毎年度，進捗状況等について評価・検討を行い，必要に応じて施策等の追加や修正を行います。

推進に当たっては，第一次推進計画に引き続き，担当課及び外部委員による「龍ケ崎市子ども読書活動推進会議」を継続して設置します。

また，計画遂行のために行動計画を策定し，効果的な推進に努めます。



第4章　龍ケ崎市子ども読書活動推進計画(第二次)における方策

第１節　家庭における子どもの読書活動推進

家庭は子どもの基本的生活の場であり，子どもが日常生活として読書を楽しむ習慣を位置づけするのに，とても大切な時間を過ごす場所でもあります。

家庭においては保護者が読み聞かせをし，子どもが本に出会うきっかけ作りをし，一緒に本を読むことで読書への関心が高まるよう配慮することが大切です。

また，保護者自身が読書に親しみ本の楽しさを語り合うことは，子どもが積極的に読書をする環境づくりにも役立ちます。

ブックスタートの実施

（健康増進課・中央図書館）

ブックスタートを継続して実施することにより，家庭において読み聞かせを行う意味と大切さを伝えて行きます。また，ブックスタートにおいて，ボランティアの果たす役割が大きいことから，ボランティアの確保と育成に留意します。

家読(うちどく)※23 の推進【新規事業】

（指導課・こども課・中央図書館）

家読は，朝の読書活動推進協議会が提唱する活動です。朝読により身に付いた読書習慣を学校にとどまらず家庭内にも広げようとする試みで，全国各地域において様々な取り組みが行われています。家読を普及させることで，子どもだけでなく子どもを取り巻く地域全体での読書活動を推進します。

※23 家読(うちどく)　：読んだ本について家族で話しあうことで，読書体験を家族で共有し，コミュニケーション能力や読解力・表現力を高め，子どもも大人も共に心の豊かさを育む活動。

第２節　学校等における子どもの読書活動推進

保育所・幼稚園・学校において読書習慣を形成することは，豊かな心や想像力・表現力を育むだけでなく，言葉の豊かさや読解力・知識の向上に繋がる大切な役割を担っています。

子どもの発達段階に応じた読書活動を推進するとともに，保育士・幼稚園教諭・教職員など内部関係者と保護者へ読書活動の大切さを周知・啓発していくことも大切です。

保育所における子ども読書活動推進

①　おはなし会の開催　（こども課）

日々の保育で行う読み聞かせを充実させるとともに，保護者参加の行事におはなし会を取り入れて，保護者と子どもが一緒に絵本を楽しむ時間を作ります。

②　保護者への読書啓発　（こども課）

年齢に応じた本や読んでほしい本を紹介したり，絵本の楽しさや読み聞かせの大切さを伝えます。

幼稚園における子ども読書活動推進

①　本と出会う工夫　（こども課）

園児が自主的に読書に親しめるような発達段階に応じた本の選定や，本を手に取りやすい図書コーナーの工夫を提案します。

②　保護者への読書啓発　（こども課）

本への興味を家庭でも広げるために，園と保護者との情報交換や，園での読み聞かせや絵本の選び方などについて助言を行います。

学校における
子ども読書活動推進

① 学校図書館の図書の充実 （学務課・指導課）

選書に児童生徒の要望を反映させて読書意欲を高めるとともに，調べ学習など課題に対応できる蔵書を目指します。

② 学校図書館の環境整備 （学務課）

児童生徒の豊かな読書活動の場としての「読書センター」と児童生徒の学習活動を支援する「学習情報センター」として多彩な機能をもった学校図書館づくりを推進します。

③ 朝読の継続実施と家読の推進 （指導課）

現在行われている朝の読書を引き続き行っていきます。

④ 計画的な読書指導 （指導課）

学校活動において，学校図書館の利用を盛り込んだ年間指導計画を作成し，計画的で多彩な読書活動を推進します。

⑤ 「みんなにすすめたい一冊の本」の活用 （指導課）

県の「みんなにすすめたい一冊の本」事業を活用して，読書活動を推進して行きます。

⑥ 学校図書館司書の継続配置と研修の充実 （学務課）

学校図書館司書の各学校への配置を継続して実施し，子どもの読書を推進します。また，学校図書館司書の専門知識の向上や情報交換のための研修を奨励します。

⑦　教育研究会学校図書館研究部会における研究の奨励　（学務課・指導課）

隔年で行われる市教育研究会図書館研究部における学校図書館研究を奨励し，教職員の意識高揚と読書指導力の向上を図ります。

⑧　読み聞かせ活動の推進　（学務課・指導課）

教職員・保護者・ボランティアによる読み聞かせ会やブックトーク※24・読書集会など，学校の状況に応じた活動を実施し，児童・生徒の読書への関心を高めます。

⑨　保護者への読書啓発　（学務課・指導課）

保護者が参加する学校行事や学校図書館だより・学級通信の配布などを通して，保護者へ読書活動に関する情報提供と啓発に努めます。

⑩　ボランティアとの協力体制　（学務課・指導課）

読書活動関係のボランティアをリストアップし，情報提供や物品の貸出，研修や発表の場所の確保を行うとともに，協力の呼びかけなどを行います。

⑪　各学校間，中央図書館との連携　（学務課・指導課）

学校図書館間の相互貸借や中央図書館からの学校図書館への貸出・レファレンスサービスを実施します。

※24 ブックトーク　：一つのテーマを，色々な種類（文学・歴史・地理・写真など）の本で多角的に紹介することによって，自分だけで選ぶのとは違った分野の本に興味を持ってもらい，読書の幅を広げるきっかけをつくるもの。

第３節　地域における子どもの読書活動推進

子どもと本を結びつけるうえで，自由に本を手にとることの出来る環境は大切な要素となります。中央図書館・コミュニティセンター図書室は子どもが足を運び，自分の読みたい本を選んで読むことができる場所です。子育て支援センターは，就学前の児童と保護者が自由に来所し遊びの中で絵本に触れることの出来る施設です。図書館職員やセンターの施設職員は，子どもや保護者に対して，情報提供や読書相談など充実した児童サービスを提供して行くことが重要です。

また，特別な支援を必要とする子どもが，地域において豊かな読書活動を体験できるよう努めます。

中央図書館における子ども読書活動推進

①　児童図書の充実　（中央図書館）

乳児向けの赤ちゃん絵本から調査研究に役立つ調べ学習の本まで，子どもの年齢や興味に応じられるよう図書を充実します。また，読書量が減る傾向にある中高生のための図書を選定し，ヤングアダルト図書※25 の充実に努めます。

②　中央図書館・コミュニティセンター図書室とのネットワーク強化　（中央図書館）

活動範囲の限られた子どもにとって，コミュニティセンター図書室は気軽に本を手に取ることのできる身近な施設です。予約図書等を効率良く届けることが出来るように，物流システムの充実を図ります。

③　おはなし会の充実　（中央図書館）

子どもの発達段階に応じた絵本の読み聞かせや紙芝居・エプロンシアター・ストーリーテリング※26 などを定期的に行い，本と子どもを結びつける機会を作ります。

※25 ヤングアダルト図書　：主として中学生・高校生向きの資料。

※26 ストーリーテリング　：語り手が物語・昔話を覚えて語って聞かせることで，「すばなし」「語り」とも言う。

④　児童レファレンスサービスの強化【新規事業】　（中央図書館）

子どもや保護者に対してレファレンスサービスを強化することで興味のある本を提供し，また，子ども自身が本や情報を探し出す力を導き出します。

⑤　子ども向けイベントの開催　（中央図書館）

子ども向けのイベントを企画・開催し，子どもが図書館に足を運び，図書館の利用を体験する機会を作ります。

⑥　ボランティアの活用と育成　（中央図書館）

ブックスタートやおはなし会など，子どもの読書活動推進に関わるボランティアを養成し，活動を支援します。

⑦　職員研修の充実　（中央図書館）

児童サービスのスキルアップと情報交換を行うため，外部研修へ積極的に参加するとともに，内部においても児童サービスへの事例の蓄積を行い，情報を共有することによりサービスの充実を目指します。

⑧　読書啓発活動　（中央図書館）

図書館だより・ＨＰ・イベント開催などを通して子どもの読書活動に対する意識が高まるよう呼びかけを行います。

⑨　国立・県立・他市町村図書館・学校図書館との協力体制の充実　（中央図書館）

イベントや所蔵情報の共有・本の相互貸借など国立国会図書館・国際子ども図書館・県立図書館・公立図書館・学校図書館と連携協力して，子どもの多様な興味・関心の要求に応えて行きます。

子育て支援センターにおける子ども読書活動

① おはなし会の開催 （こども課）

保護者と幼児が一緒に読書の楽しさを感じられるよう，センター内おはなし会や出前おはなし会，絵本の読み聞かせなどを行います。

② 保護者への読書啓発 （こども課）

イベントや育児相談などを通して，子育ての中に読書を取り入れる大切さを伝えたり，読んでほしい絵本の紹介などを行います。

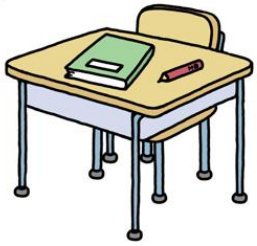
配慮や支援を必要とする子どもたちへの読書活動推進

① 図書の充実 （中央図書館・つぼみ園）

外国語絵本の収集・提供を行い，在留する外国人の子どもへのサービスを行います。また，障がいのある子が豊かな読書活動を体験できるよう，障がいの状況に応じた選書を行い提供します。

② おはなし会の開催 （つぼみ園）

子どもの読書活動を推進するためのイベント情報の提供や，参加への支援・配慮を行います。障がいの状況に応じて，ボランティアなどが読み聞かせを行い，読書を楽しむ機会を作ります。



参考資料

龍ケ崎市子ども読書活動推進会議設置要項

（設置）

第１条　龍ケ崎市子ども読書活動推進計画の推進を図るため，龍ケ崎市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（委員）

第２条　推進会議は，別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

（会議）

第３条　推進会議の会議は，必要に応じ中央図書館長が招集し，これを主宰する。

（意見の聴取）

第４条　推進会議は，必要に応じ関係者の出席を求め，意見を聴取することができる。

（庶務）

第５条　推進会議の庶務は，中央図書館において行う。

（委任）

第６条　この要項に定めるもののほか，推進会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

付　則

この要項は，平成１７年７月１日から施行する。

別表（第２条関係）

龍ケ崎市子ども読書活動推進会議委員

<table>
<tr><td colspan="2">中央図書館長</td></tr>
<tr><td rowspan="6">次の課等から課長等の推薦による者</td><td>学務課</td></tr>
<tr><td>企画調整課</td></tr>
<tr><td>こども福祉課</td></tr>
<tr><td>社会福祉課</td></tr>
<tr><td>健康増進課</td></tr>
<tr><td>中央図書館</td></tr>
<tr><td colspan="2">学校関係者</td></tr>
<tr><td colspan="2">外部委員（読書活動推進団体関係者）</td></tr>
</table>

子どもの読書活動の推進に関する法律

（目的）

第一条　この法律は，子どもの読書活動の推進に関し，基本理念を定め，並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに，子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより，子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し，もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は，子どもが，言葉を学び，感性を磨き，表現力を高め，創造力を豊かなものにし，人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ，すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう，積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条　国は，前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し，及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は，基本理念にのっとり，国との連携を図りつつ，その地域の実情を踏まえ，子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し，及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条　事業者は，その事業活動を行うに当たっては，基本理念にのっとり，子どもの読書活動が推進されるよう，子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条　父母その他の保護者は，子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条　国及び地方公共団体は，子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう，学校，図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条　政府は，子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　政府は，子ども読書活動推進基本計画を策定したときは，遅延なく，これを国会に報告するとともに，公表しなければならない。
３　前項の規定は，子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）
第九条　都道府県は，子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに，当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ，当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
２　市町村は，子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは，子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに，当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ，当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
３　都道府県又は市町村は，都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは，これを公表しなければならない。
４　前項の規定は，都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）
第十条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに，子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため，子ども読書の日を設ける。
２　子ども読書の日は，四月二十三日とする。
３　国及び地方公共団体は，子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）
第十一条　国及び地方公共団体は，子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

付則

この法律は，公布の日から施行する。

（平成１３年１２月１２日公布）

子どもの読書活動の推進に関する法律に対する附帯決議

（衆議院文部科学委員会における附帯決議）

政府は，本法施行に当たり，次の事項について配慮すべきである。

一　本法は，子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり，行政が不当に干渉することのないようにすること。

二　民意を反映し，子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し，子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三　子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において，本と親しみ，本を楽しむことができる環境づくりのため，学校図書館，公共図書館等の整備充実に努めること。

四　学校図書館，公共図書館等が図書を購入するに当たっては，その自主性を尊重すること。

五　子どもの健やかな成長に資する書籍等については，事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六　国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については，その自主性を尊重すること。